



## 一、相关新法令与新政策

### I 关于制定、修改、废止、不适用部分规章和规范性文件公告

【发布单位】中国银行业监督管理委员会

【发布日期】2007-07-03

【提 示】根据该公告，中国银行业监督管理委员会对银行业监管规章和规范性文件进行了集中清理。其中重新制定5件、修改6件、废止59件、确定不再适用101件。

【相关法令全文】请点击以下网址查看：

关于制定、修改、废止、不适用部分规章和规范性文件的公告

<http://www.cbrc.gov.cn/chinese/home/jsp/docView.jsp?docID=200707273A6D248B37A42A69FF70D94D6FB96A00>

中国银行业监督管理委员会此次重新制定、修改的规章和规范性文件

[http://www.cbrc.gov.cn/chinese/info/twohome/index\\_more.jsp?itemCode=213](http://www.cbrc.gov.cn/chinese/info/twohome/index_more.jsp?itemCode=213)

### I 关于下发第一批通过商务部备案的外商投资房地产项目名单的通知

【发布单位】国家外汇管理局综合司

【发布文号】汇综发〔2007〕130号

【发布日期】2007-07-10

【提 示】根据商务部、国家外汇管理局《关于进一步加强、规范外商直接投资房地产业审批和监管的通知》（商资函〔2007〕50号），国家外汇管理局综合司作出如下规定：

n 2007年06月01日（含）以后取得商务主管部门批准证书、且通过商务部备案的外商投资房地产企业（包括新设和增资），不能办理外债登记和外债结汇核准手续。

n 2007年06月01日（含）以后取得地方商务主管部门批准证书、但未通过商务部备案的外商投资房地产企业（包括新设和增资），不能办理外汇登记（或登记变更）及资本项目结售汇手续。

【法令全文】尚未从官方途径获得该法令全文，以下信息仅供参考：

[http://www.cei.gov.cn/loadpage.aspx?Page=ShowDoc&CategoryAlias=zonghe/ggmflm\\_zh&ProductAlias=zhongwyb&BlockAlias=YBQCA&filename=/doc/YBQCA/200707240894.xml](http://www.cei.gov.cn/loadpage.aspx?Page=ShowDoc&CategoryAlias=zonghe/ggmflm_zh&ProductAlias=zhongwyb&BlockAlias=YBQCA&filename=/doc/YBQCA/200707240894.xml)

## 一、関連する新法令と新政策

### I 一部の規章と規範性文書の制定、改正、廃止、不適用に関する公告

【発布機関】中国銀行業監督管理委員会

【発布日】2007-07-03

【コメント】本公告によると、中国銀行業監督管理委員会は銀行に対する監督、管理に関する規章および規範性文書につき集中的整理を行なった。このうち5つの文書を新たに制定、6つの文書につき改正を行い、59の文書を廃止し、101の文書につき適用をしないことを確定した。

【関連する法令全文】下記のURLをクリックしてください。一部の規章と規範性文書の制定、改正、廃止、不適用に関する公告

<http://www.cbrc.gov.cn/chinese/home/jsp/docView.jsp?docID=200707273A6D248B37A42A69FF70D94D6FB96A00>

中国銀行業監督管理委員会が今回新たに制定、改正した規章と規範性文書

[http://www.cbrc.gov.cn/chinese/info/twohome/index\\_more.jsp?itemCode=213](http://www.cbrc.gov.cn/chinese/info/twohome/index_more.jsp?itemCode=213)

### I 第一期商務部の備案を通過した外商投資不動産プロジェクトの名簿を配布することに関する通知

【発布機関】国家外貨管理局総合司

【発布番号】匯綜発〔2007〕130号

【発布日】2007-07-10

【コメント】商務部、国家外貨管理局の「外商の不動産業への直接投資に対する審査と監督を一層強化、規範化することに関する通知」（商資函〔2007〕50号）に基づき、国家外貨管理局総合司は次のような規定をした。

n 2007年6月1日（当日を含む）以後に、商務主管部门の批准証書を取得し、且つ商務部の備案を通過した外商投資不動産企業（新設および増資を含む）は、外債の登記および外債の人民元転の許可手続を行なうことはできない。

n 2007年6月1日（当日を含む）以後に、地方商務主管部门の批准証書は取得したが、未だ、商務部門の備案を通過していない外商投資不動産企業（新設および増資を含む）は、外債登記（又は、登記の変更）および資本プロジェクトの人民元転、外債手続を行なうことはできない。

【法令全文】政府側のルートより本法令の全文を入手することができていないため、下記の情報については、ご参考までにご覧下さい。

[http://www.cei.gov.cn/loadpage.aspx?Page=ShowDoc&CategoryAlias=zonghe/ggmflm\\_zh&Pro](http://www.cei.gov.cn/loadpage.aspx?Page=ShowDoc&CategoryAlias=zonghe/ggmflm_zh&Pro)

**1 关于修改《对储蓄存款利息所得征收个人所得税的实施办法》的决定**

【发布单位】国务院  
【发布文号】国务院令 第 502 号  
【发布日期】2007-07-20  
【实施日期】2007-08-15  
【提 示】根据该决定：

- n 储蓄存款在 1999 年 10 月 31 日前孳生的利息所得，不征收个人所得税；
- n 储蓄存款在 1999 年 11 月 01 日至 2007 年 08 月 14 日孳生的利息所得，按照 20% 的比例税率征收个人所得税；
- n 储蓄存款在 2007 年 08 月 15 日后孳生的利息所得，按照 5% 的比例税率征收个人所得税。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.gov.cn/ziliao/flfq/2007-07/20/content\\_693243.htm](http://www.gov.cn/ziliao/flfq/2007-07/20/content_693243.htm)

**1 「貯蓄預金利子所得につき個人所得税を徴収する実施弁法」の改定に関する決定**

【発布機関】國務院  
【発布番号】國務院令 第 502 号  
【発布日】2007-07-20  
【施行日】2007-08-15  
【コメント】本決定によると次の通りである。

- n 貯蓄預金により 1999 年 10 月 31 日までに発生した利子所得については、個人所得税を徴収しない。
- n 貯蓄預金により 1999 年 11 月 1 日より 2007 年 8 月 14 日までに発生した利子所得については、20% の比例税率にて個人所得税を徴収する。
- n 貯蓄預金により 2007 年 8 月 15 日以降に発生した利子所得については、5% の比例税率にて個人所得税を徴収する。

【法文全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.gov.cn/ziliao/flfq/2007-07/20/content\\_693243.htm](http://www.gov.cn/ziliao/flfq/2007-07/20/content_693243.htm)

**1 关于调整金融机构人民币存贷款基准利率的通知**

【发布单位】中国人民银行  
【发布文号】银发〔2007〕240 号  
【发布日期】2007-07-20  
【实施日期】2007-07-21  
【提 示】根据该通知，中国人民银行决定自 2007 年 07 月 21 日起上调金融机构人民币存贷款基准利率，详细调整表如下：

金融机构人民币存贷款基准利率调整表 单位：%		
项目	调整前利率	调整后利率
<b>一、城乡居民和单位存款</b>		
(一) 活期存款	0.72	0.81
<b>(二) 整存整取定期存款</b>		
三个月(含三个月)	2.07	2.34
半年(含半年)	2.61	2.88
一年(含一年)	3.06	3.33
二年(含两年)	3.69	3.96
三年(含三年)	4.41	4.68
五年(含五年)	4.95	5.22

**1 金融機構人民元の預金と貸付の基準利率の調整に関する通知**

【発布機関】中国人民銀行  
【発布番号】銀發〔2007〕240 号  
【発布日】2007-07-20  
【施行日】2007-07-21  
【コメント】本通知により、中国人民銀行は、2007 年 7 月 21 日より、金融機構の人民元預金・貸付基準利率を引き上げることを決定した。詳細な調整は以下の表の通りである。

金融機構人民元の預金・貸付金の基準利率の調整表 单位：%		
項目	調整前の利率	調整後の利率
<b>一、都市と農村の住民と団体の預金</b>		
(一) 普通預金	0.72	0.81
<b>(二) 定期預金</b>		
三ヶ月(三ヶ月を含む)	2.07	2.34
半年(半年を含む)	2.61	2.88
一年(一年を含む)	3.06	3.33
二年(二年を含む)	3.69	3.96
三年(三年を含む)	4.41	4.68
五年(五年を含む)	4.95	5.22

二、各项贷款		
六个月（含六个月）	5.85	6.03
一年（含一年）	6.57	6.84
一至三年（含三年）	6.75	7.02
三至五年（含五年）	6.93	7.20
五年以上	7.20	7.38

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.pbc.gov.cn/detail.asp?col=100&id=2290>

二、各項貸付金		
六ヶ月（六ヶ月を含む）	5.85	6.03
一年（一年を含む）	6.57	6.84
一年～三年（三年を含む）	6.75	7.02
三年～五年（五年を含む）	6.93	7.20
五年～	7.20	7.38

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.pbc.gov.cn/detail.asp?col=100&id=2290>

### I 关于调整个人住房公积金存贷款利率的通知

【发布单位】建设部

【发布文号】建金管〔2007〕177号

【发布日期】2007-07-20

【实施日期】2007-07-21

【提示】根据中国人民银行有关规定，建设部决定自2007年07月21日起对个人住房公积金存贷款利率作如下调整：

个人住房公积金存贷款利率调整表		
单位：%		
项目	调整前利率	调整后利率
一、个人住房公积金存款		
当年缴存	0.72	0.81
上年结转	2.07	2.34
二、个人住房公积金贷款		
五年以下（含五年）	4.41	4.50
五年以上	4.86	4.95

【法令全文】请点击以下网址查看：

[http://www.cin.gov.cn/zcfg/jswj/fdcy/200707/t20070720\\_116987.htm](http://www.cin.gov.cn/zcfg/jswj/fdcy/200707/t20070720_116987.htm)

### I 加工贸易限制类商品目录

【发布单位】商务部、海关总署

【发布文号】商务部、海关总署公告2007年第44号

【发布日期】2007-07-23

【实施日期】2007-08-23

【提示】根据该通知：

### I 個人住宅積立金の預金・貸付金の利率の調整に関する通知

【発布機関】建設部

【発布番号】建金管〔2007〕177号

【発布日】2007-07-20

【施行日】2007-07-21

【コメント】中国人民銀行の関連する規定にもとづき、建設部は2007年7月21日より個人住宅積立金の預金・貸付金の利率に対し以下のような調整を行った。

個人住宅積立金預金・貸付金利率調整表		
单位：%		
項目	調整前の比率	調整後の比率
一、個人住宅積立金の預金		
今年度貯蓄	0.72	0.81
前年繰越	2.07	2.34
二、個人住宅積立金の貸付		
五年以下（五年を含む）	4.41	4.50
五年～	4.86	4.95

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

[http://www.cin.gov.cn/zcfg/jswj/fdcy/200707/t20070720\\_116987.htm](http://www.cin.gov.cn/zcfg/jswj/fdcy/200707/t20070720_116987.htm)

### I 加工貿易制限類商品目錄

【発布機関】商務部、税関総署

【発布番号】商務部、税関総署公告2007年第44号

【発布日】2007-07-23

【施行日】2007-08-23

【コメント】本通知によると次の通りである。

加工 貿易 限制 類目 錄內 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 主要涉及塑料原料及制品、纺织纱线、布匹、家具等劳动密集型产业；</li> <li>- 共计 1853 个十位商品税号。</li> </ul>
銀行 保証 金台 帳 “實 轉” 管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 对开展限制类商品加工贸易业务，有关部门将实行银行保证金台账“实转”管理。</li> <li>- 经营企业及其加工企业同时属中西部地区的，开展限制类商品加工贸易业务，A 类和 B 类企业实行银行保证金台账“空转”管理，C 类企业实行台账 100% “实转”管理。</li> </ul>
限制 類商 品加 工貿 易業 務申 請	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 2007 年 07 月 23 日前未获得外贸权的东部地区企业（包括北京市等十个省市），商务主管部门不予受理其开展限制类商品加工贸易业务申请。</li> <li>- 2007 年 07 月 23 日前已承接过加工贸易委托加工业务、且不具有外贸权的东部地区生产企业，在 2007 年 10 月 23 日前向当地商务主管部门申报备案，并在规定的时间内转型为具有外贸权的企业，以及因企业改制、重组而发生更名但股权和法定代表人未发生变化的企业，不受前述规定限制。</li> </ul>
過渡 措施	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 在 2007 年 08 月 23 日前已经过商务主管部门批准、并按规定持齐全的材料向海关申请备案的加工贸易业务，以合同为单元管理的，仍按原规定管理；以企业为单元管理的，在 2008 年 08 月 23 日前仍按原规定执行。</li> <li>- 自 2007 年 08 月 23 日起，在 2007 年 08 月 23 日前已经过商务主管部门批准、但未向海关申请备案的《加工贸易业务批准证》自动失效。企业须重新办理批准和备案。</li> </ul>
適用 範圍	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 该公告不适用于出口加工区、保税区等海关特殊监管区域，以及海关特殊监管区域外以深加工结转方式在中国境内转入限制进口类商品和转出限制出口类商品的加工贸易业务。</li> </ul>

【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/e/200707/20070704918873.html&17774935=2990413366>

加工 貿易 限制 類目 錄內 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>- プラスチック原料および製品、紡績織り糸・繊維、布、家具などの労働密集型産業。</li> <li>- 計 1853 の十桁の商品税号。</li> </ul>
銀行 保証 金台 帳 「實 轉」 管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 制限類商品の加工貿易業務に対して、関連部門は銀行保証金台帳の「実転」（保証金を前納）管理を開始する。</li> <li>- 経営企業およびその加工企業が同時に中西地区に属する場合は、制限類商品の加工貿易業務の展開については、A 類および B 類の企業は銀行保証金台帳「空転」（保証金を納付しない）管理を実施し、C 類企業には台帳 100% 「実転」管理を実行する。</li> </ul>
制限 類商 品加 工貿 易業 務申 請	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 2007 年 7 月 23 日以前にまだ対外貿易権を取得していない東部地区の企業（北京市などを含む十の省市）については、商務主管部門はこれらが行う制限類商品の加工貿易業務を申請を受理しない。</li> <li>- 2007 年 7 月 23 日以前に既に加工貿易の委託加工業務を引き受けており、且つ、対外貿易権を有しない東部地区の生産企業で、2007 年 10 月 23 日以前に当地の商務主管部門に備案の申請をしており、且つ、規定の時間内に対外貿易権を有する企業に転化しているとき、および企業の制度変更、再編により、改名したが株式権利と法定代表人には変化の生じていない企業については上述の制限を受けない。</li> </ul>
過渡 的措 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 2007 年 8 月 23 日以前に、既に商務主管部門の批准を受け、規定に従い資料を揃えて税関に備案を申請している加工貿易業務は、契約を単位として管理するものは、元の規定に基づき管理し、企業を単位として管理するものは、2008 年 8 月 23 日以前は、元の規定に従い執行する。</li> <li>- 2007 年 8 月 23 日以前に商務主管部門の批准を受けたが、税関に備案を申請していない「加工貿易業務批准証」は、2007 年 8 月 23 日より、自動的に失効する。企業は新たに批准と備案手続きをやり直す必要がある。</li> </ul>
適用 範圍	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 本公告は、輸出加工区、保税区などの関税特殊監督区域、および関税特殊監督区域以外の深加工結轉方式により中国国内に転入した制限輸入類商品および転出した制限輸出類商品の加工貿易業務には適用しない。</li> </ul>

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/e/200707/20070704918873.html&17774935=2990413366>

【注】

- Y 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- Y 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

I 最高人民法院将出台关于“司法解散”制度的司法解释

所谓“司法解散”制度，是指当公司陷入僵局时，符合条件的股东可以向人民法院提出解散公司之诉。中国现行《公司法》第 183 条确立了该项制度：公司经营管理发生严重困难，继续存续会使股东利益受到重大损失，通过其他途径不能解决的，持有公司全部股东表决权百分之十以上的股东，可以请求人民法院解散公司。

由于上述规定过于原则，司法实践中如何把握司法解散公司的标准成为难题，为此，最高人民法院将出台司法解释。据悉，目前初稿已经完成，主要内容包括：

解散理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>- “经营管理发生严重困难”是唯一提起“司法解散”的理由，包含经营困难和管理困难两种情况，具体包括：               <ul style="list-style-type: none"> <li>i 公司经营不善又无法通过调整经营管理人员而得以改善；</li> <li>i 股东之间造成利益对立严重无法调和；</li> <li>i 公司资产正被滥用、浪费；</li> <li>i 大股东滥用公司控制权对公司和其他股东利益造成损害等。</li> </ul> </li> <li>- 法院可以侧重以下事实，作为“司法解散”判断的依据：               <ul style="list-style-type: none"> <li>i 公司行为违反小股东的基本权利；</li> <li>i 公司设立的目的已无法实现；</li> <li>i 公司实际上是大股东、董事实现个人利益的“工具”和“外衣”；</li> <li>i 公司被人利用进行诈骗或者其他非法活动等。</li> </ul> </li> </ul>
------	--

【注】

- Y 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- Y ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新情報

I 最高人民法院は「司法解散」制度に関する司法解釈を発表する見込み

所謂「司法解散」制度とは、会社の経営が硬直状態に陥ったときに、条件に該当する株主は、裁判所に向けて、会社の解散訴訟を起こすことができるという制度である、中国の現行「会社法」第 183 条はこの制度を確立し、次のように定めている。「会社の経営管理に重大な困難が発生し、継続して存続することにより、株主の利益に大きな損害を与える虞があり、他の方法ではこれを解決することができないときは、表決権を有する全株式の百分の十以上を保有する株主は、人民法院に会社の解散を申し立てることができる。」

上述の規定は原則に過ぎないため、司法実務の上では、会社の司法解散の基準をどのように把握するかということが難題となっていた、このため、最高人民法院は司法解釈を発表することとなった。情報によると、現在既に第一草案が完成しており、その主な内容には次のものを含む。

解散事由	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 「経営管理に重大な困難が発生した」ことが、「司法解散」を申し立てることのできる唯一の事由である。これは、経営困難と管理困難の二つの状況をいい、具体的には次のものを含む。               <ul style="list-style-type: none"> <li>i 会社の経営が思わしくなく、また経営管理者の調整をもっても改善することができないとき。</li> <li>i 株主の間で発生した利益の対立が重大で調整する方法がないとき。</li> <li>i 会社の資産が濫用、浪費されているとき。</li> <li>i 大株主が会社に対する支配権を濫用し、会社とその株主の利益に損害を与えたときなど。</li> </ul> </li> <li>- 裁判所は「司法解散」の依拠として次の事実の存在を重視することができる。               <ul style="list-style-type: none"> <li>i 会社の行為が一般株主の基本権利に違反したとき。</li> <li>i 会社設立の目的が既にも実現できなくなったとき。</li> <li>i 会社を実際には、大株主、董事が個人の利益を図る「道具」または「隠れみの」になっているとき。</li> <li>i 会社が他人に利用され、詐欺またはその他の不法活動を行っているとき。</li> </ul> </li> </ul>
------	--

前置条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 股东必须先穷尽公司内部救济措施才可以向法院提起诉讼。</li> <li>- 股东起诉证实以下事实的, 法院应当受理股东提起的公司解散之诉: <ul style="list-style-type: none"> <li>i 在管理公司事务中, 董事会陷入僵局, 股东又无法打破此僵局, 公司因此正遭受或者势必遭受不能挽回的损失;</li> <li>i 控制股东或者董事或者实际控制人的行为是非法的或者具有欺骗性的;</li> <li>i 股东在表决时处于僵局, 而且至少在包括连续两次年度会议的期间内, 没有选出继任者;</li> <li>i 公司资产正被滥用。</li> </ul> </li> </ul>
诉讼担保	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 法院在受理解散公司诉讼时, 可以根据具体情况或者基于被告的诉讼担保申请, 责令原告股东提供一定金额的担保。</li> <li>- 但是, 如果原告股东有优势证据证明公司存在解散事由时, 法院可以驳回被告的诉讼担保申请。</li> </ul>
调解程序	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 解散公司之诉应以调解为必经程序。</li> </ul>
解散后的清算	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 公司解散后, 应当在 15 日之内成立清算组, 开始清算。</li> </ul>

(摘自 2007 年 07 月 23 日法制网)

前提条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 株主は会社内部における救済措置を尽くしたのちようやく裁判所に訴訟を起こすことができる。</li> <li>- 株主が訴訟を起こすにあたって、次の事実を証明したときは、裁判所は株主の会社解散の訴訟を受理しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>i 会社の管理事務の中で、董事会が機能しなくなり、株主もこの硬直した局面を打開することができず、この為会社に、現時点で正に、又は将来必ず、取り戻すことのできない損失が発生するとき。</li> <li>i 支配権のある株主、董事または実際に会社をコントロールしている者の行為が、不法であるか、または詐欺性を有しているとき。</li> <li>i 株主が表決の際、硬直状態にあり、且つ、少なくとも連続して二回の年度会議において、後任者を選出できていないとき。</li> <li>i 会社の資産が濫用されているとき。</li> </ul> </li> </ul>
訴訟担保	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 裁判所は会社解散の訴訟を受理する際、具体的状況に基づき、または被告の訴訟担保申請に基づき、原告の株主に一定金額の担保を提供するよう命じることができる。</li> <li>- しかし、原告の株主が有力な証拠を以て会社の解散事由を証明するときは、裁判所は被告の訴訟担保の申請を却下できる。</li> </ul>
調停手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 会社の解散の訴訟にあたっては、調停手続は必ず経なければならないプロセスである。</li> </ul>
解散後の清算	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 会社の解散の後、15 日以内に清算組を組織し、清算を開始すること。</li> </ul>

(2007 年 7 月 23 日付けの法制網より)

### Ⅰ 商务部: 加工贸易政策今年年内可能再调整

近日, 商务部、海关总署公布了新一批加工贸易限制类商品目录。商务部机电和科技产业司司长透露, 今年年内, 国家可能还将根据宏观调控和国内外市场变化, 以及产业政策的要求, 对加工贸易禁止类和限制类目录进行调整, 目录总的范围是在 2007 年 06 月份国家已经公布取消和降低出口退税的商品目录之内, 对于哪些商品需要列入禁止类, 哪些商品需要列入限制类, 目前商务部正在听取有关地方和行业的意见。

上述商务部官员指出, 加工贸易政策调整主要是为了促进加工贸易转型升级。当前中国政府处理此问题的基本思路为:

第一, 进一步完善加工贸易商品分类管理。禁止类目录和限制类目录将按照国内外宏观形势变化、产业发展等方面要求保持动态调整。

### Ⅰ 商务部: 加工貿易政策は今年度内に再調整が行なわれる見込み

先ごろ、商務部、税関総署は、新規の加工貿易制限類商品目録を公布した。商務部機電科学技術産業司の司長は、今年度内に、国は、マクロ・コントロールと国内外市場の変化、および産業政策上の要求に基づき、加工貿易の禁止類と制限類の目録につき調整を行なうとすることを明らかにした。目録の対象範囲は 2007 年 06 月に国が既に輸出税還付を取消または引き下げた商品目録の内の商品であるが、どの商品を禁止類とし、どの商品を制限類とするかについては、商務部は現在、関連する地方と業界より意見を聴取している段階にある。

上述の商務部の担当者が指摘したところでは、加工貿易政策の調整は、加工貿易のモデルチェンジとレベルアップのためである。現時点における、中国政府の当該問題を扱う上での基本的考え方は次の通りである。

第二，进一步完善加工贸易企业准入管理。加强加工贸易企业准入审核，从企业的环保水平、工人最低工资、社会保险、生产设备水平等方面完善企业准入管理。

第三，促进加工贸易在中国东中西部协调发展，引导劳动密集型产业向中西部地区转移。

（摘自 2007 年 07 月 26 日上海外经贸网站、中国新闻网）

第一に、加工貿易商品の分類管理を一層整える。禁止類目録と制限類目録は国内外のマクロ的情勢の変化、産業発展などの方面の要求に基づきアクティブな調整を維持する。

第二に、加工貿易の企業参入管理を一層整える。企業の環境保護レベル、従業員の最低賃金、社会保险、生産設備レベルなどいくつかの方面から企業参入管理を強化する。

第三、加工貿易の中国東中西部との協調的發展を促進し、労働密集型産業の中西部地区への移動を導く。

（2007 年 7 月 26 日付けの外経貿ウェブサイト、中国新聞ネットより）

## I 新劳动法环境下的企业应对措施

《中华人民共和国合同法》（以下简称“《劳动合同法》”）自 2007 年 06 月 29 日颁布至今已有一个月。在这一期间内，包括外商投资企业在内的企业界、政府机关、学术界等都在热烈探讨《劳动合同法》的适用等问题，律师也收到了包括外商投资企业等在内的很多企业的相关法律咨询以及关于全面审查、修订劳动方面文件（例如，《劳动合同》、《就业规则》、《研修协议》、《保密及竞业限制协议》等等）等要求。可见，虽然《劳动合同法》尚未正式生效，但因其涉及面广、实务性强，企业都很关心今后如何适用《劳动合同法》等问题，并已就此在积极探究相关应对措施。

律师认为，相对于现行《劳动法》以及各地实施的地方性劳动法规、规章、政策等内容，《劳动合同法》确定的各类制度中，对于外国投资者或者外商投资企业而言，主要应注意如下问题：

1. 工会的设立问题；
2. 企业规章制度的制定程序；
3. 劳动合同、劳动管理制度的重构；
4. 签订无固定期限劳动合同；
5. 出资培训及服务期；
6. 保护商业秘密和竞业限制；
7. 解除劳动合同时的经济补偿金；
8. 劳务派遣和非全日制用工；
9. 等等。

针对《劳动合同法》的上述新规定，如何应对《劳动合同法》生效后的新法律环境？律师认为，企业至少需要提前考虑并进行以下工作：

1. 全面审查、修订《劳动合同》、《就业规则》等劳动方面文件，使其维持合法性

一些企业早在《劳动合同法》还未颁布的情况下，即考虑按照《劳动合同法（草案）》的某些规定对其《劳动合同》、《就业规则》等劳动方面文件进行研究、甚至开始调整，并就前述事宜与律师进行探讨。律师认为，虽然前述企业的做法为时过早，但其前瞻性的思维值得肯定。

## I 新しい労働法律環境下における企業の対応策

「中华人民共和国労働契約法」（以下「労働契約法」という）は、2007 年 6 月 29 日に公布され既に一月が経過した。この期間中、外商投資企業などを含む多くの企業界、政府機関、学术界などでは、本法の適用問題などにつき熱い討論が繰り広げられた。弁護士も、外商投資企業などを含む多くの企業から、本法に関する問合せ、および社内の労働方面の文書（例えば、「労働契約」、「就業規則」、「研修協議」、「機密保持および競争制限協議」など）に対する全面的審査などのご依頼を頂いた。「労働契約法」の正式な施行はまだであるが、しかし本法の影響範囲の広さ、実務性の強さのため、企業はみな今後の「労働契約法」の適用方面の問題に注目しており、また既にこれに対し積極的に対応策を研究していることが伺える。

現行の「労働法」および各地で施行されている地方性の労働規定、規程、政策などの内容と比較して、「労働契約法」が確定した各々の制度の中で、外国投資者または外商投資企業にとっては言う、主に次の問題点に注意を払うことが必要であると、弁護士は考える。

1. 労働組合の設立の問題。
2. 企業規則制度の制定プロセス。
3. 労働契約の見直し、労働管理制度の再確立。
4. 期限の定めのない労働契約の締結。
5. 企業の出資による研修および服務期間（勤続義務期間）。
6. 商業機密の保護と競争制限。
7. 労働契約を解除する際の経済補償金。
8. 劳务派遣と非全日制（非フルタイム）雇用。
9. その他。

「労働契約法」の上述の問題についての新しい規定につき、同法の施行後の新しい法律環境に如何に対応すべきか。企業は少なくとも事前にこの点を考慮し、次に述べる準備作業をしておくことが必要であると、弁護士は認識している。

1. 「労働契約」、「就業規則」などの労働方面の文書を全面的に見直し、改正し、合法性を維持できるようにする。

目前《劳动合同法》已经正式颁布，虽然还未正式生效，但律师认为，企业此时考虑对《劳动合同》、《就业规则》等劳动方面文件进行合法性审查和修订，正当其时。律师理解，立法机关安排《劳动合同法》颁布半年后方才生效，也是考虑给企业一定的期限，熟悉法律内容并进行前述相应的准备。

## 2. 调整企业的用工政策，合法降低企业的用工成本

根据律师对《劳动合同法》的理解，律师认为，对于采用全日制用工并直接签订劳动合同的操作方式，在一定程度上，企业的用工成本确实增加了。那么，如何做到既能遵守《劳动合同法》的规定，又能合法降低企业的用工成本？对企业来说，是一个值得研究的问题。律师认为，合理利用《劳动合同法》规定的劳务派遣、非全日制用工等补充用工制度，是一条值得探讨的途径。

## 3. 注意了解所在地实施的地方性劳动法规、规章、政策等的调整情况

据律师了解，在实践中，各地以往制定的地方性劳动法规、规章、政策等法律文件，对《劳动合同法》关注的上述问题点已有全部或者部分的涉及。律师注意到，近期劳动和社会保障部相关官员在公开场合中已经表态，将逐步清理各类与《劳动合同法》不符的法律、法规、地方性规定等。

因此，律师认为，企业在进行前述准备工作的同时，也有必要及时关注、了解所在地地方性劳动法律文件的调整情况，以便切实做到企业的劳动管理制度，上符合《劳动合同法》的规定，下符合所在地的劳动法律文件，最大程度降低企业的劳动法律风险。

对于《劳动合同法》后续的配套法律文件、以及各地方的地方性劳动法规、规章、政策等法律文件，律师会继续予以关注，并适时在《里兆法律资讯》进行登载或者探讨。后续，随着相关配套法律文件的出台，以及各企业在此方面法律需求的增长，律师在此方面的经验，也会陆续与各位分享。

查看《中华人民共和国劳动合同法》全文（中日文对照版），请查看之前发送给您的《里兆法律资讯》特刊（[LeeZhao\\_Newsletters\\_Special\\_Issue\\_20070713\\_cn+ip](http://LeeZhao_Newsletters_Special_Issue_20070713_cn+ip)）。

（里兆律师事务所 2007年07月27日整理编写）

一部の企業は「労働契約法」が公布されていない時点において、「労働契約法(草案)」のいくつかの規定に基づき、自社の「労働契約」、「就業規則」などの労働方面の文書につき研究を行い、調整を開始したり、前述の問題点につき弁護士と共に検討を始めたところもあった。上述の企業のやり方はやや時期尚早ではあったが、彼らの先見の明は肯定するに値する。

現在、「労働契約法」は既に公布されており、正式な施行はまだではあるが、弁護士は、企業が「労働契約」、「就業規則」などの労働方面の文書につきコンプライアンスチェックと改正を行なう、正にその時がきたと考える。立法機関の「労働契約法」の公布から施行までに半年の時間的猶予を設定したことも、企業にある程度の検討時間を与え、法律の内容を了解してもらい、事前に相応する準備をさせることを考慮したのであろう。

## 2. 企業の雇用政策を調整し、合法的に企業の雇用コストを削減する。

弁護士の「労働契約法」に対する理解によると、全日制雇用で、直接に労働契約を締結する操作方法を採用した場合、企業の雇用コストは確かにある程度増加したと言える。そこで如何にして「労働契約法」の規定を遵守しながら、合法的に企業の雇用コストを削減するかが、企業にとって、研究価値のある問題になってくる。弁護士は「労働契約法」の規定する劳务派遣、非全日制雇用などの補充雇用制度を合理的に利用することが、検討価値のある一つの道ではないかと考える。

## 3. 所在地にて施行されている地方性労働法規、规章、政策などの調整状況をよく理解しておくこと。

弁護士の理解によると、実務上は、地方性の労働法規、规章、政策などの法律文書は「労働契約法」について注目される上述の問題点の一部またはその全てに係ってくる。先だって、労働社会保障部の関係担当者は公開の場面に於いて、「労働契約法」の内容に合致しない各種の法律、法規、地方性規定などにつき徐々に処理を行うように表明した。

このため、弁護士は、企業は前述の準備を進めると同時に、所在地の労働法律文書の調整状況に関心を払い、企業の労働管理制度を確実に実行することが必要である。まず「労働契約法」の規定に合致させ、また同時に所在地の労働法律文書にも合致させ、企業の労働法律リスクを最大限に引き下げるのである。

「労働契約法」の後に続く一連の法律文書、および各地方の地方性労働法規、规章、政策などの法律文書につき、弁護士は引き続き注目していく。また適時に「里兆法律情報」に掲載し、検討していきたい。今度、

関連する周辺法の公布および、各企業のこの方面についての法律サービスの需要の増加に伴い、弁護士がこの方面における経験を皆様のお役に立てるところができると思われる。

「中華人民共和国労働契約法」の全文(中日文対照版)をご覧いただくには、私どもが以前お届けしました「里兆法律情報」特別号 ([LeeZhao Newsletters Special Issue 20070713\\_cn+jp](#))をご参照下さい。

(里兆法律事務所が2007年7月27日付けで作成)